+	明示事項	条件及び内容
適 用 条 件	■ 適 用 条 件 ■ 諸経費工種 ■ 主な作業機種 □ イメージアップ経費適用工事 ■ その他()	■ 三重県公共工事共通仕様書(令和2年8月版)を適用(部分改定を行った内容も含む(最新改正:令和 年 月 日)) □「土木構造物設計マニュアル(案) 編』を適用 □ 設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて受注者・発注者の共通の目安を示す三重県設計変更ガイドライン(案) (平成27年4月1日)を参考とする。(三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照) ■ 諸経費工種 (構造物工事(浄水場等)) ■ 掘削機種(□ 0.13m3 ■ 0.28m3 □ 0.45m3 □ 0.80m3 □ 1.40m3) ■ 運搬機種(□ 2.0tDT ■ 4.0tDT □ 10.0tDT) □ イメージアップの内容(率分)(
入札·契約方式	□ 指名競争入札 ■ 条件付き一般競争入札 ■ 同日落札制限方式 □ 総合評価方式 □ プロポーザル方式	■ 同日に落札できる件数は、1業者1件とする。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件(以下「発注工事」という。)で、 貴社の評価点において発注工事の加算点(満点)の1割を減点します。
工事カルテ 作成・登録		■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
工程関係	■ 別途工事との工程調整が必要あり □ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり □ 他機関との協議が未完了 □ 占用物件との工程調整の必要あり □ その他(■ 調整項目(□ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整 ■ 施工順序の調整 □ その他() ■ 別途協議) □ 制限する工種名() 施工方法() 協議が必要な機関名() 協議完了見込み時期() □ 占用物件名(□ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他() □ その他()
用 地 関 係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり □ 仮設ヤードの有無 □ その他()	□ 未処理箇所(□ 別添図 □ No. ~No. □ 別途協議) □ 完了見込み時期(□ 平成 年 月頃 □ 別途協議) □ 仮設ヤード(□ 官有地 □ 民有地 □ その他() □ 別途協議) □ 仮設ヤード使用期間() □ 仮設ヤードからの運搬距離(L= km) □ 使用条件・復旧方法() □ 用地幅杭の復元を落札業者の責任において、実施すること。 □ その他()
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり □ 仮設物の構造及び施工方法の指定 □ その他()	□ 使用期間及び借地条件 (□ 別添図等 □ その他(□) □ 別途協議) □ 転用あり(□ 兼用あり(□) □ 兼用あり(□ その他(□) □ その他(□) □ 構造及び設計条件 (□ 別添図等 □ その他(□) □ 別途協議) □ 施工方法(□ その他(□) □ 別途協議)

+	明示事項	条件及び内容
T	□ 施工方法の制限あり	□ 制限項目 (□ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他()) □ 施工方法等(□ 指定工法名() □ その他() □ 別途協議)
公害対策関係	□ 事業損失防止に関する調査あり	□ 施工時期 ()
	□ その他()	□ 調査費 (□ 別途資料 □ その他() □ 別途協議) □ その他()
	□ 交通安全施設等の指定あり	 □ 交通安全施設等の配置 (□別途図面□その他(□)□別途協議) □ 交通管理要員の配置 (□別途図面□その他(□)□別途協議) □ 指定路線□指定路線以外□配置人員数(□人)(うち交通誘導警備員A(□人)) (注:配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、指定路線以外で交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。) □ 施工時間の制限
安全対策関係	□ 近接公共施設等に対する制限	□ 加工時間の制限 □ 工法制限あり ・近接公共施設名等 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他()) ・制限を受ける工種 () ・制限内容 ()
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり□ その他()	□ 安全防護施設等の配置 (□ 別途図面 □ その他() □ 別途協議) □ 保安要員の配置 (□ 別途図面 □ その他() □ 別途協議) □ 工事を着手するに当り、予告看板等に配慮を行うこと。 □ その他()
	□ 一般道路(搬入路)の使用制限あり□ 仮設道路の設置条件あり	□ 経路及び使用期間の制限内容 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議) □ 使用中及び使用後の措置 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議) □ 用地及び構造 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議) □ 安全施設 (□ 別途図面 □ その他 () □ 別途協議)
工事用道路関係	□ その他()	□ 使用中及び使用後の措置 (□ 別途図面 □ その他(□)□ 別途協議)□ 道路の使用許可他の協議については請負者が行うこと。□ その他(□)□ ・
工事支障	□ 工事支障物件あり	□ 支障物件名 (□ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ 有線 □ その他()) □ 移設時期 (令和 年 月 頃 □ 別途協議)
物件関係	□ その他	□ 防護 ()
排水工(濁水処理を含む)関係	□ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり□ 水質調査等必要あり□ その他(□ 項目及び基準値() □ 調査項目() □ その他()
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり□ 提出書類あり□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認□ その他()	□ 工法区分() □ 材料種類() □ 施工範囲() □ 削孔数量() □ 注入量 () □ その他 () □ 工法関係() □ 材料関係() □ その他())

+	明示事項	条 件 及 ぴ 内 容
建設副産物情報 交換システム		■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム(副産物システム、発生土システム)にデータを入力すること。
残土•産業 廃棄物関係	■ 残土処分(指定処分・他工事流用) □ 産業廃棄物の処理条件あり □ 提出書類あり □ その他(■ 残土処分地(□ 別途資料 □ その他() ■ 受入地未定のため別途協議) 運搬距離(暫定L=4.0km) □ 処分地の処理条件あり(□ 押土整地 □ その他()) □ 産業廃棄物の種類 (□ コン塊 □ アス塊 □ 木材 □ 汚泥 □ その他()) □ 産業廃棄物の処分地 (□ 再生処分場() □ 最終処分場() □ 別添図書 □ その他() □ 別添協議) □ 表終処分場() □ 別添協議) □ 表終処分場() □ 別添協議) □ 別途協議) □ 別 □ 計 □ 計 □ 計 □ 計 □ 計 □ 計 □ 計 □ 計 □ 計
産業廃棄物税		□ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
再生材使用関係	□ 再生材使用の指定あり ■ 六価クロム溶出試験あり(環境告示第46号溶出試験) □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく □ 認定製品の使用について □ その他()	□ 再生材の種類(□ 再生Asコン □ 再生路盤材 □ 再生クラッシャーラン □ 道路用盛土材 □ 再生コン砂) □ 再生材が使用出来ない場合の措置(□ 新材に変更 □ その他() □ 別途協議) □ 再生コンクリート砂(1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。) □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。(認定製品の品名 : □ 【注:認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 □ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。(認定製品の品名: 間伐材製工事用バリケード・看板・標示板) □ その他(

+	明示事項	条件及び内容
	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり□ 現場発生品あり□ 支給品あり□ 盛土材等工事間流用あり	□ 保管場所() □ 期間() □ その他() □ 品名() □ 数量() □ 保管場所() □ その他()) □ 品名() □ 数量() □ 引渡場所() □ 時期(令和 年 月 日) その他() □ 運搬方法(□ 受注者で運搬 □ 受注者以外で運搬 □ 別途協議 □ その他()) □ 引渡場所(□ 別添図等 □ 別途協議 □ その他()) 数量() 運搬距離(L= km)
7. O III	□ その他() ■ 工事完成図書(工事写真含む) ■ 電子納品対象外	□ その他(
その他	■ 町内企業優先使用	■ 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を多気町内に本店及び営業所(建設業法において規定する営業所)を有する者の中から選定するよう努めること。
	□ 建設資材の県内産製品優先使用	□ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。
	■ 不当介入を受けた場合の措置	■ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 暴力団員等による不当介入(多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等(多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱)による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこ (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこ
	■ 社会保険等未加入対策 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)	(3) 文化省は森が出資すにようでヨガスと文げにことが子生に延れが上してするが、日本では、元本省には、元本省には、元本省には、元本省には、元本省には、元本省には、元本省には、一道用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請契約(受注者が直接締結する請負契約に限る。)の相手方としてはならない。 ■ 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。
社会保険等未加入対策		■ 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

特記仕様書

東部配水池本体工事 (ステンレス鋼板製配水池) 第1章 総 則

第1節 一般事項

第2章 配水池本体工

第1節 概 要

第3章 検 査

第1節 材料の検査

第2節 中間・完成検査

第3節 他事業体の検査

第1章 総 則

第1節 一般事項

1.1.1 概 要

本特記仕様は、配水池本体の築造工に適用するものであって、関係法規、一般仕様 書、その他特別に定めたもののほかは、すべて本仕様書に準拠し、水道監督員(以下 監督員とする)の指示により、施工にあたらなければならない。

1.1.2 法規の適用

本工事に適用する規格並びに基準は、特に記載しない事項については、下記によること。

(1) 規格

配水池に使用する構造材質は以下の規格に適合するもの、又は、これと同等以上の機械的性質、化学的成分を持つものとする。

① 鋼板	JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
② 構造用形鋼	JIS G 4317	熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼
	JIS G 4303	ステンレス鋼棒
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
③ 鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管
④ 溶接材料	JIS Z 3321	溶接用ステンレス鋼棒及びワイヤ

(2) 指 針

水道施設耐震工法指針を基とし、設計用水平震度は Kh2=0.70(レベル 2 2 種地盤)とする。

1.1.3 施工適用

- (1) 配水池築造工
 - (ア) 架 台 エ コンクリート基礎天端にアンカーボルトにて据付ける。
 - (イ) 底 板 エ パネル全溶接及び不動態化処理。
 - (ウ) 側 板 工
 - (エ) 天 井 工 "
 - (オ) 内部補強工 補強材組立。
 - (カ) 付 帯 工 昇降設備・人孔・通気口・内部配管・手摺等

1.1.4 施工責務

本工事の施工にあたっては、請負者は、一般仕様書の定めるとおり各関係規則・基準を尊守し、遅滞・施工漏れのないように行う。

また、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、構造体の安全確保及び設備の目的、機能上または施工上当然必要とするものは、監督員の指示に従って行う。

1.1.5 届出・手続き

本工事に必要な届出・手続き等は請負者が代行し、これに要する費用はすべて請負者 の負担とする。

1.1.6 質 疑

工事施工上または製作上、不審の点あるいは設計図・仕様書等に疑義のある場合は、 監督員に申し出てその指示に従う。

1.1.7 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法 等に軽微な変更は監督員の指示によって行う。

この場合において請負金額の増減は行わない。

1.1.8 使用機材

- (1) この工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。
- (2) JIS に制定されているものはこれに適合し、かつその他の規則の適用を受けるものは、 形式承認済みのものを使用する。

1.1.9 提出書類及び図面

請負者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 書 類

- (ア) 工事主任技術者、工事着手届兼現場代理人届(経歴書を添付すること)
- (1) 工事工程計画書

(2) 図 面

- (ア) 各種製作承認図 (工場並びに現場製作品)
- (4) 各種配管、据付施工図面
- (ウ) その他監督員の指示する図面

1.1.10 施工中の点検または立会い

この工事施工に際し、築造後容易に点検できない配管その他の施工箇所は、原則としてその課程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

1.1.11 検査及び試験

本工事で特に必要と認めたものは、監督員立会いの検査及び試験を行う。

1.1.12 工事用の水及び電力

工事用の水、電力等の仮設物は、請負者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は請負者の負担とする。但し、水張試験用の水は、該当しないものとする。

1.1.13 工事に関する報告

請負者は、工事の進行、労務者の就業、機材の搬入、天候等の状況を示す工事日報を 作成すること。また、月間及び週間工程表についても形式、内容を監督員と協議し、作 成すること。

1.1.14 保 証

工事完成引渡し後、1年以内に施工または機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修するものとする。

1.1.15 工事写真

工事期間中は監督員の指示により、工事の施工状況及び管理状況、その他の写真を撮りアルバムに整理しておくこと。

1.1.16 完成図その他

工事施工後、監督員の指示により完成図、完成写真を提出する。

(ア) 完成図

サイズ・部数は協議の上決定

(イ) 工事写真、完成写真 部数は協議の上決定

1.1.17 安全対策

本工事の施工にあたっては、労働安全衛生規制を尊守し、就業者に対して常にこれを徹底させると共に、安全作業に対する十分な施策をなし管理しなければならない。

なお、本工事場所がいずれも道路脇であり、工事車両の出入りの際は、他の車両等の 通行の妨げにならないよう配慮すると共に、安全対策を十分に講じること。

第2章 配水池本体工

第1節 概 要

本工事の構造は、ステンレス・パネル全溶接とするもので、コンクリート基礎に鉄 骨受台を設置し、この上にパネル及び補強材を組立てる。

(1) 構造·形式

- (ア) 特殊形状に成型したステンレス壁板を止水板として内部をフレーム構造としたパネル&フレーム構造とする。
- (4) 接合方法は、ステンレス溶接(TIG溶接)にて行う全溶接構造とする。
- (ウ) 清掃時を考慮して、池底は凸凹のないフラット構造とする。
- (エ) 内部構造は、点検や清掃時のスペースを確保するため、池底面から 2 m H までは水平補強材がない構造とする。
- (オ) 溶接作業者は、原則として「JIS Z 3821」の試験の合格者でなければならない。

(2) 形状寸法

- (7) 容 積 144.6m3 (2 池式)
- (4) 本 体 $5.5\text{m}\times6.0\text{m}\times5.0\text{mH}$
- (ウ) 有効水深 4.5mHe
- (エ) その他 設計図による。

(3) 設計条件

- (7) 積雪荷重 垂直積雪高さ 0.3m (0.6KN/m/m2)
- (4) 設計水平震度 Kh2=0.70 (レベル2 2種地盤)

(4) 受台

A 主部材: C-200×90×8×13.5 SS400

B副部材: C-75×40×5×7 SS400

%SS 部は、溶融亜鉛めっき 2 種 HDZ55 とする。

なお、6mm未満の部材については、JIS 規格よる。

(5) 本体材料

(7)	底板	3.0t	SUS444
(1)	側板1段目	2.5t	SUS444
(ウ)	側板 2 段目	2.5t	SUS444
(エ)	側板 3 段目	2.0t	SUS444
(1)	側板 4 段目	1.5t	SUS329J4L
(力)	側板 5 段目	1.5t	SUS329J4L
(‡)	仕切板1段目	3.0t	SUS444
(7)	仕切板 2 段目	3.0t	SUS444
(ケ)	仕切板 3 段目	2.5t	SUS444
(1)	仕切板 4 段目	1.5t	${\rm SUS}329{\rm J}4{\rm L}$
(#)	仕切板 5 段目	1.5t	SUS329J4L
(シ)	天井板	1.5t	${\rm SUS}329{\rm J}4{\rm L}$

使用材料は「JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」及び「JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によるほか、ミルメーカー発行の材料証明書を添付できるものとする。

(6) 付帯設備

(7)	人孔蓋	φ 600 施錠付	SUS329J4L
(1)	通気塔	φ 350 防虫網付	SUS329J4L
(ウ)	内梯子	W300	SUS329J4L+SUS444
(I)	外梯子		SUS304
(才)	手摺	H1100	SUS304
(力)	ひさし	W150	SUS444
(‡)	水位計口	150A	SUS
(7)	電極口	150A	SUS

(7) 付帯配管

(7)	流入管	80A	SUS304TP/上水 F SUS304
(1)	流出管	150A	SUS304TP/上水 F SUS304
(ウ)	越流管	80A	SUS316TP/上水 F SUS316※1
(I)	排水管	80A	SUS304TP/上水 F SUS304
(1)	連通管	100A	SUS304TP/上水 F SUS304

※1 気相部付近の配管は SUS329J4L、フランジは上水F SUS316 とする。

(8) 緊急遮水システム

緊急遮水システムについては、サイフォン型緊急遮水システム対応の仕様とし、以下 の所定条件を達成した場合、サイフォン流出管の水の流出が止まるものとする。

システム作動条件「地震&渦流量」と「地震 Or 渦流量」の切替式

地震動レベル等の設定は監督員と協議を行い決定するものとする。

- (ア) サイフォン管 150A SUS316・SUS304TP とする。
- (イ) 電動弁 50A とする

(9) 緊急遮水システム制御盤

- (1) 構造
 - ア. 自立閉鎖形構造で、1.5mm 以上の SUS 鋼板を用いて、製作するものと する。
 - イ. ランプ類は原則として、LEDとする。
 - ウ. 盤内には補助継電器、端子、盤内配線及びその他必要なものを完備する こと。
 - エ. 盤面には名称板及びその他必要なものを完備すること。
 - オ. ドアはハンドルを備え、その開閉を頻繁に行っても容易に破損するおそれのないものとし、施錠できる構造とすること。

(2) 配線及び配線方式

信号配線は、誘導やノイズに対する配慮を十分に行うこと。

(3) 盤の仕様

ア.形式SUS 製自立閉鎖形イ.外形寸法H680×W500×D160 程度ウ.盤面取付機器設計図書を参照のこと

工. 主要内蔵機器

NFB 1式・感知器 1台・バッテリー 1台

オ. その他付属品(パネルタンクに付属)

・電極 3P 1 台・電動弁(遮水弁) 50A 1 台

(10) 非破壊試験(発泡漏れ試験)

(7) 真空法

透明な窓のある真空箱を底板溶接線上にのせ、真空箱の中を真空にし、溶接線の漏れ箇所を溶接面表面に塗布した発泡液の泡の形成を観察することによって検知する。

(4) 加圧法

側板溶接部の反対側に気体で圧力を加え、溶接面へ通過する気体の漏れ及び箇所を側板溶接面の表面に塗布した発泡液の泡の形成や気体の噴出を観察することによって検知する。

(11) 水張試験

池内洗浄後、HWLまで浄水を張り、24 時間後の水位の経過や外部からの目視による観察等を実施し、漏れがないことを最終確認しなければならない。

漏れが発見された場合は、直ちに請負者の負担により十分な処置を施さなければならない。

第3章 検 査

第1節 材料の検査

- (1) 材料はすべて、工事現場へ搬入直後、検査願書を提出の上、監督員の検査を受けるものとする。
- (2) 監督員が必要と認めた場合、又は工作物仕上げなどの都合上、止むを得ない場合は、搬入以前に監督員の検査を受けるものとする。
- (3) 搬入材料が見本品と異なり、又は JIS・JAS・JWWA 等合格品であっても不良品と認めた場合は、直ちに優良品と交換し、監督員の承認を得なければならない。

第2節 中間・完成検査

中間・完成検査は、本町の工事検査員が設計書、工事記録写真、竣工図(中間検査の場合は除く)、工事関係書類により検査するものとする。

この場合、請負者は検査に必要な器具を用意し、係員を配置しなければならない。

第3節 他事業体の検査

官公庁および電力会社等の検査を必要とするときは、予め監督員の承認を受けてすべての手続きを代行するものとする。